

平成21年度第4回市民協働推進委員会(要録)

日時：平成21年9月12日(土)9:30～12:30

会場：市役所3階会議室

出席委員 関谷委員長、高岡副委員長、木田川委員、長谷川委員、浅野委員、渡辺委員、
竹内委員、角田委員

欠席委員 鈴木アドバイザー、福川アドバイザー、植木委員、松崎委員

事務局職員 坂上自治人権推進課長、江波戸副主幹、上野主査、小田主任主事、宮崎主
任主事、高柳主事

傍聴者 なし

1 平成21年度第4回市民協働推進委員会議 開会

事務局により開会

2 委員長あいさつ

委員長：今日の議事については全て公開。本日は2名欠席、出席8名で条例施行規則第18条第6項の規定によりこの会議は成立。今日の議題は、市民協働事業市民提案型の制度、自治会町内会の表彰制度についてである。議事内容は、前回議論しきれなかった部分について補足的な議論をしながらこの2つの制度についてある程度の方向性と内容の確認をしたい。

3 (1) 市民協働事業(市民提案型)の制度について

事務局：市民提案型事業について資料に基づき説明

委員長：市民提案型事業の制度は3年目を迎え、個々検討する必要があるということで前回より議論をしてきた。前は団体の支援年限について今のところ3年になっていて、それ以上のものをどうするかという議論をしたが、前回の議論を踏まえて、支援年限については3年が妥当ではないかということで前回の委員会でも大方の同意は得られている。同一事業については3年ということを確認したうえで、それ以外の部分について、さらにこの制度をどう運用していくのかについて意見を頂きたい。今回、検討項目として1から7までの項目を説明頂くが、ただ補助をするということではなく、その後の自立ということも念頭に置きながら段階的に自立していけるような形での支援、あるいはそういう制度運用にしていく必要があるのではないか。今のところ3年を限度に毎年応募頂いて、審査の上で支援するという事になっているが、現在のその個々の団体が今

後自立して活動していくことになるのかどうか。もしならないとするならば、そこに一体何が必要とされてくるのか。そういうことも念頭に置きながら、意見をいただきたい。後はこの制度の活用のしやすさという部分で、前回は少し議論としては出たようだが、今のところ窓口は1つになっているが、例えばスタートアップコースのような、それから発展というようなコースに分けるのか。それは例えば金額を少し変えた形にするとかした方が、支援される方が使いやすいのかどうか。もう1つは補助率。これが今のところ2分の1ということになっているが、2分の1だと使い勝手が悪いという声も聞こえてきているので、それを3分の2、あるいは4分の3という形で少し考え直していく。あるいはコース別にそれを分ける。例えば内容によって分けるとするならば、例えば1年目に4分の3、2年目は3分の2、3年目は2分の1にするとか、そういう使い分けということも考えられるので、内容と補助率の考え方、あるいはその組み合わせ方について意見を頂きたい。それから募集時期。これは今のところ年1回で年度の前半に応募して審査するというところになっているが、他の自治体を見ても色々な形がある。例えば今年度支援を実施する場合には公募は前年度に行った上で4月からそれを使えるような形にしていくというような工夫もあり得る。それから、公募の機会を年2回にしていくという工夫も考えられる。もう1つは育成との関係で、他の自治体でも検討され始めている所だが、この市民提案型事業という形で自己完結させるのではなく、例えば公募をした時に、もちろんこの事業の中では300万だったら300万で予算枠があるわけだが、その中で行う支援と、それから提案内容によっては、他の課で行っているような事業と関わりが非常に深いということも考えられるし、そちらとの連携を考えていく、と言うような制度運用上のやり方ということも考えられる。この市民提案型事業で完結させるのではなくて、何らかの連携ということも考えられる。これは協働事業、別にこれだけに関係させるのではなくて、行政と市民との連携の幅を少し重層的に、多角的にやるということもあり得るか。

委員：現行コースとスタートコース（仮称）を設けるとなると、事務局としてはトータル予算枠は増やすというアイデアか。

事務局：事業額については、現状まだ使い切って無い状況。お手元にお配りした21年度の一覧表でも、現在350万円の予算を持ちながら、助成希望額が採択にならなかった団体も含めて219万1,000円という状況なので、新たに増額を要望するのではなく、使い切って頂けるような設定でお願いしたいと思っている。

委員長：予算枠全体については申請団体がどんどん応募してきて、とてもこれでは足りないくらい市民の活力が出て来ているのだということが見えてきた段階で、もっと必要なのだという予算取りの段階での根拠にはなるだろうが、まだそこまで至って無いというところもある。ゆくゆくはどうなっていくかわからないし、実態を見れば増やしていくのが正当な方法だとは思いますが。今はまだ始まって数年の段階なので、今のところはそんな

な状況だと。

委員：一番の質問というか分かりづらかった点だが、スタートコースというのは、初めての事業で始める時に1回だけか。2年目その事業でもう一回申請したい時は現行コースで申請して下さいということでもいいのか。

事務局：事務局の提案としてはそういうやり方。

委員長：委員会として意見をまとめればよいと思う。事務局としては現行コースの他に、1つの可能性を提示して頂いているが、そもそも1つの考え方として、入口の段階で分けたほうがいいのか、それとも現行のまま1つの入り口にしておいたほうがいいのか。この辺について意見を頂ければと思う。

委員：例えば自分が申請する立場になって考えた時に、スタートコース、発展コース、現行コースがあったとして、自分達が行う事業は初めての事業なのだけれども、私達には力がある。だから見込みが立てられるので現行コースで申請をしたいということは可能だと思うし、そういう意味も含めて分けていた方が、私達にはそういう力がとても無いのでスタートコースから始めたいという人の導入の助けになると思う。分けるというのはとてもいいことではないかなと。さらには申請の時期、募集の時期も前年にしておければ、ネックになるのは、来年私達は予算を貰えて、事業が出来るのかどうかというのがいつまでも分からないというのが困ることなので、こういうやり方のほうが申請は増えるのでは無いかなと思う。

委員：分けることはやはり賛成。募集時期に絡んでのことだが、スタートコースと現行コースを同時に募集する必要は無いと思う。現行コースは前年募集の4月スタートということでいいと思うが、スタートコースでやろうとしている人たちは二次募集という形で年度に入ってから募集をかけて、9カ月や6カ月のスパンで助成するという形にする。こちらも見機かになると思う。果たして本当に市民協働として助成していく団体たるべきものかというのをこちらで判断する期間になるので、ちょっと曖昧で自信がなく、もしかしたら事業としてやって行けて、何か後押ししてくれれば自分達も市民協働で活動出来そうだと思う人達に敷居をととても低くしてあげる。募集期間を分けるというのはどうか。今の制度のまま、現行コースと同じ場合、踏み越えにくい印象を受けるのではないかな。それで応募してこないところが沢山あると思う。こういうことやりたいがどうでしょうという相談期間をきちんと設けて、失敗してもいいような形、金額も10万なら10万でいいから。そういう形で制度をきちんと誰が見てもわかるような形で分けて募集していった方がよい気がする。

委員：私が賛成できない理由は、社会福祉協議会で行っているボランティア団体の取り扱

いとどこで整合させるかという点。今回登録団体という所からスタートしている市民提案型事業当事者のサポートセンターへの登録条件は確か 10 人以上となっていたと思う。ある程度成熟している団体で、原則として NPO 法人が市と直接契約当事者になれるという所からスタートした経緯がある。今社会福祉協議会がサポートセンターの指定管理に入ってきているので、プロセス全体を見直す必要があると思う。この流れで行くと、2 人の委員の意見に言う、「出しやすい」というのはとても大事なことのだけれども、このボランティア養成講座的な、あるいはボランティアしてみたいけどというような人達も、今後、市のほうに直接来て、助成を求めるといふ、こういうものが出来上がってくる可能性がある。そうすると窓口が 2 つあって、社会福祉センターのボランティア事業とどう違うのかというのが市民サイドにまた出てくる可能性がある。となると、コースを分けるというより、コースは 1 つでよくて、その前に社協との整合というか、これを図っていきながら、ここで対象とするものは法人、あるいはそれに近い成熟した活動を行っている団体に絞ったほうがやがて整理されやすいのではないのかなという気がする。

委員長：ボランティアセンターでの支援というのはどちらかということとそういうスタートアップ的な位置づけを含むような形で理解して、こちらの制度の方はむしろ成熟型のことを想定しながらの支援ということで分けをした方がよい。

委員：ここで審議するものは事業の審議だと思う。団体支援というようなテーマは、ここでの審議事項とは違う。最初の説明で違和感があったが、悪い意味の違和感ではない。こういう視点というものは、やはり団体の育成、要請や PR 等、これをこの委員会あるいは自治人権推進課でやるようになったらとても大変になる。やはり対象とするのはあくまで成熟されて、1 つ団体の形を持って自立度のある、そういう所をこの事業の対象にまず絞る。NPO サポートセンターの方は、これも整理はされていないが、社会福祉協議会が 40 年に渡って作り上げてきたボランティア連絡会だとか、こういうシステムの中で、法人化されていない所が対象だから、緩やかにやってきた。審議するのは、法的に契約の当事者になれるサポートセンター、このあたりの対象としている世界というのは団体の取り扱いの点で整理をしてみて、事業の問題であるという、こういう形かという意味である。

委員：反対ではないが、見る切り口が違ふとそのように思うのかなということ。この制度の周知ということもこの委員会ではとても重要なこと。いまだに予算の枠内に収まっているのは PR 不足もあるかもしれないが、市民協働が何かということ自体を周知するという意味では、今は過渡期。今出た意見は目指すものとしては私も理解するが、やはり市民が主体となって活動していくにあたっては、いくつも窓口があってもいいと思う。そうしているうちに順次整理されてくるのではないか。今はこの市民協働事業の中で出来ることで、その制度を踏み外さなければ、私は少し低くしてあげるといふことも今の時期必要かなという気はする。

委員：市民協働というのは、佐倉市民が佐倉市で自分達が生きていく為に地域をよりよくするのは自分達であるのだという意識を持って、その人達が集まって自分達で出来ることを協働してやって行きましょうということだと思っていた。そうすると先程の意見に出ていたボランティアセンターとの兼ね合い、線引きというように言われると、ボランティアセンターのことがよく分からないので何とも言えないが、そう思った市民の人達を助けてあげるのが行政の仕事だと思っていたので、何故いけないのか、なぜ線引きをしなければいけないのかというのが逆に分からない。あとボランティアセンターが何をしているのか。サポートセンターは私もそこに登録していてよくお邪魔するが、そこでは印刷機を借りたり、ロッカーを借りる程度のことで、何かしてくれるというお話は良く分からないので、それが出来ていないから良くないということもあるかもしれない。この制度でこういうことが出来るのに何故してはいけないのかと正直感じる。

委員長：サポセンのほうで今どういう、これと類似する部分でどういう支援がなされているのか、事務局の方で現状について簡単に説明頂きたい。

事務局：助成制度の線引き、整理という話で、ボランティアセンターでの助成の制度について、今聞いている内容としては、運営費補助を含めて行っているのが現状で、現在見直しを図るかどうかという検討を行っている最中。検討の方向性としては、事業費補助の方向性、金額的なコースを多少分けてと言ったような議論をされているというお話を伺っている。まだ整理、いつの時期という最終結論は出ていないはず。現行としては運営費補助で、金額が低めだけれども、使っている団体にとっては使いやすく、運営費補助なので、ずっと長く使っている団体が多い。運営費補助を半永久的にずっと継続して支出しているのはいかがかという議論が今あると伺っている。

委員長：これまでの実績とすると、補助金の額と団体の数は、大体 1 団体あたり幾らくらいで、何団体くらいか。

事務局：福祉協議会のほうで 3 年目に入ったと思うが、助成の在り方の見直しについて検討していることは間違いない。ボランティアセンター運営協議会でやっている。福祉協議会としては登録した団体の内、希望がある団体全てにというような考えがあったようだが、何千円という所もあると聞いている。そうするとその何千円が必要なのか、本当にその団体の為になるのかということで、運営費がいいのかということでメニューの見直しを含めて議論を進めていると聞いている。いずれにしろ数万円、議論の中でもその原資となるのが共同募金の分配金と市の補助で、佐倉市がほとんど事業費補助等方向に切り替えたのに、相変わらず運営費補助でいいのかというのが議論のきっかけだということに聞いている。ただ、先程の意見のように、ボランティアで協力するだけでいいのだという、協力のきっかけということであれば、福祉協議会のボランティアセンターと

サポートセンターの役割を見直していった時に、福祉協議会がどういう議論の納め方を
するかわからないが、2分の1補助限度額50万ということは、難しいと感じている。私
共の調査した市は、必ずボランティアセンターもサポートセンターも持っているので、
その中でどう役割分担していくかというのはそれぞれが模索して、松戸市もそれぞれが
模索しながらやっているという。最初にここで市民提案型を考えた際に、公金を支出す
る以上団体としてきちっとしてなければいけないのではないかという議論があって、今
の言い方でいえば、現行コースを以て基本に進めていきながらも、どこかで揺籃期とい
うようなコースを組み立ててもいいかと。ただし、組み立てる際には福祉協議会の制度
とは重ねないようにする。元々原資に共同募金が入っているから、我々よりはやりやす
い。ただ共同募金も落ち気味だという中で、どうするべきかは考えられていると思う。
ボランティアセンターで無いとすれば、法人格を取っての団体ということまで見据えて
いるかどうか。ボランティアセンターとサポートセンターの唯一の違いは、NPOの法人
格を取った時の団体も含めてどうするか。しかし、団塊の世代をどう考えるかというこ
とはサポートセンターでの課題でもあるので、若干オーバーラップする部分を整理した
上で上げてきてしまうのかなという感じはする。

委員長：ボランティアという観点あるいはサポートセンターの観点から、協働の観点から
というのは、他の自治体でも見られるのはどう使い分ければいいのかという問題と、そ
れぞれの観点が違うけれどもやることは同じであり、それをどのように関連付けていく
のかという問題。例えばその地域の環境保全を考えた時に、ボランティアの観点からや
るのと協働事業の観点からやるのでは棲み分けがうまくいかないとか、場合によっては
衝突してしまうという事例も報告されている。その辺をどう考えるかというので、本来
の佐倉市全体としてどのようにトータルで制度設計をしていくのかというのは今後考え
ていく必要があるのは間違いないと思う。市民提案型の協働事業としてはどういう観点
で行くのかというのが今のところは絞らざるを得ないが、先程の意見だと、団体支援な
のか事業支援なのかということの違いがひとつある。もちろんそのスタートアップ的な
部分と発展的な部分の違いというのが色々ありうるにしても、市民協働事業はあくまで
も事業への支援という話。ただそう考えたとしても、先程から出ている2つの意見は事
業支援だとしても事業というものがスタート的なもの発展的なものというのはいり得る。
そうすると協働事業は事業ということに着目した支援、協働事業だということを踏まえた
上で、スタートアップ的な部分と現行的な部分というように分けたほうがいいのか、そ
の辺はいかがか。

委員：委員長の言う通りで、この市民協働事業というのは、お互いに対等関係で事業に取り
組むということだから、その対等関係にないような状態の団体は、まず組めないだろ
うと思う。市の予算である以上は議会説明も当然ある。当事者能力というのを、法人格
が無くても一步譲って10人以上の団体で法人格なき社団くらいの能力を踏まえたところ
と組める。これをどこまで崩せるか。この門戸を広くしようというのは、この委員会以

前からずっと立ちあげてきて、苦労して窓口を広げていくということだ**った**と思う。これはスタンスとしては、既にやって来ているし、これからもあり得ることとしてまずいいと思う。事業としてのスタートコース、スタートコースの内容が私には分からないが、確かにスタート時点では分からない、事業の規模も何も今具体的なものは提案されていないので分からないが、結局その判断は、この委員会や事務局でする訳だから、10万の上限の中でこれはスタートコースだからという所で話もできると思う。これがいきなり50万円のものをぽんと出てくるかという可能性はあるが、このあたりは中で判断できることだから、団体育成みたいな視点でないというところで、これを設定していくならあり得るとは思う。

委員：私もそういう感じがする。団体育成という観点でのこの制度、委員会では荷が重すぎるし、本来的には社会福祉協議会の仕事だと思う。スタートコースというのはスタートとは言わず、何年経っても補助の内容を変えて、事業費に対するという条件は外す。10万円上限として5分の4という別コース、申請の認可してもらいやすい条件のコースを新たに付け加えるということにすれば、スタートしようとしている所も申請できるし、もう5年もやっているが欲しいという所も申請できるようなものはいかがか。

委員：スタートコースの補助金は何故少なく設定されているのか。

委員長：これはまだ本格的にどのように展開されるかわからないから、まだ模索という意味合いが強いので金額は下げて、それが本格的に展開しうる事業であるならば、現行コースに切り替えていくということが多分想定されていると思う。

委員：そういうことは全部出来た段階で上げて来てもらいたいというのはある。このスタートコースはいらぬのかなと思ってしまう。門戸を広げるということは大事で大賛成だが、訳の分からないものが沢山集まるのではないかという懸念も出てくると思う。

委員長：スタートアップ的なものの内容のところまで考えると制度自体はともかく、事業支援であって、一定の自立ということを前提とした上でと考えれば、ある程度の水準のものが対象になるので、何でもかんでも応募してくるという話ではない。しかしながらまだ始まりというレベルのものは想定されて無いということでもいいのか。

事務局：この市民提案型事業の中で行く限りにおいては、どうしても登録団体であることは必須にならざるを得ない。ただ、現在自分の手持ちの事業をやっている団体でも、財力的な体力が無いとか、新規事業に取り組むのにあたっては少し難しい状況の所に、これがあるならやってみようかなというような、手が挙がりやすい設定として基本的には考えている。項目出しの中で団体の育成という部分も挙げているので、その点も含めて整理は必要なのかなと思う。実際の事業として対等の関係でという意見もあったが、実

際今手が挙がって実績報告をさせて頂いている中で、やはり事務局のお手伝いが必要ではないのかという委員会からの意見も頂いている。こうした中で、現実的でない部分がまだまだあると思っている部分も含めての制度設計の変更ということで、ご理解頂ければと思っている。

委員長：確認しておきたいのは市民協働型の協働事業というのは、あくまでも事業支援であるということ。これはボランティアセンターなりサポートセンターがやるような団体支援という側面も孕むかも知れないが、基本的には事業支援であって団体支援では無いという観点でこの事業制度を捉えるという点で共通了解ということによろしいか。事業支援ということでは特に問題は無いということによろしいか。その上で、事業をどのように立ちあげてというのでその団体の置かれた状況、あるいはその特性等々もあると思うし、成熟した団体であっても新しい事業をやっていく時にはまだそれをどう本格的に展開していくかわからないから、まずは初歩的なものという形で申請するというのはあり得る。我々も研究において外部に色々な公募研究ということで応募するが、萌芽研究であったり、基礎研究や発展研究であったり、連携研究等多様なカテゴリーがある。非常に成熟した先生方も萌芽研究に応募することはいくらでもある。何か研究をやる時にもまだ始めの段階でわからないのでまず展開可能性を模索する、ということも含めてスタートアップ的な支援が欲しいと考えることはどこでもあり得ること。そういう意味ではこの制度を運用していく以上登録団体ということは想定されている。その意味で萌芽的なコースというものを設けるのもいいのかとも思うが、その点他に意見は無いか。

委員：現在、社会福祉協議会のボランティア養成講座というのがあまり積極的でない。千葉市社協にいた頃に拠点を立ち上げて、個人で公的な活動をしたいという人達を支援する仕組みを作ろうということでセンターを作ったことがある。一般養成講座を作り、その後目的別、専門養成講座等を作って行くと、その講座に参加する人はそれなりに自分のやるべき方向が見えてくる。団体を結成しながら施設に行き、あるいは外に行って、色々なボランティアを必要としている方達と接触を持っていくというプロセスがある。もし市民公益活動という所でこの発想を取り入れるならば、やはり法人格を持った人たちや補助事業の申請を考えている人たちのための「サポート講座」のようなものをサポートセンターで取り入れてもらうべき。社会福祉協議会がせっかく本体で拠点をもち、連絡協議会など多様なものを持っている訳だから、さらにNPOサポートセンターと繋がった形での養成講座というか、活動していくための講座を持って頂く。これは団体の育成、あるいはPRという所のテーマになるが、その上で整理したらどうか。

委員長：市でコースを分けるよりも講座を充実させることによって、より成熟した団体を育てて行くという所にウエイトを置いて、むしろコース的には一本化でいいのではないかという意見か。

委員：私もボランティア養成講座の講師をやっていたが、講座の中で、グループの作成と作業内容についても話すことが出来た。団体の方も施設に行ってシーツの交換をする、洗濯物をたたむというような、簡易な作業に絞って施設側に交渉に来てくれる。そこで施設とボランティアとの協働事業の形が出来上がるということがあったので、講座の中での目的化が出来るといいのではないかと。決してこれだけではないが、このようなPR方法も必要だと思った。

委員：今の意見は確かに理想の形と思う。サポートセンターだとかボランティアセンターだとか、実際興味のない人は全然分らない。そういう人達と今やっている人達に市民協働を注目して見てもらう為には、スタートコースを臨時で入れて、やったものの中から素晴らしいものが出てくるかもしれないので、そういうことは必要なのかなと思った。ただこの5分の4補助というのは財政課と話し合わなければいけない問題なので、非常に厳しい所ではあるという気もする。こういうこともやってみる必要はあると思う。

委員長：スタートアップ的なものを設けるという意見と、コースは一本化で講座を含めた場を充実させていくという意見、それが今の所出ている。他にいかがか。

委員：スタートコースが良いと思った理由は、例えば10人の主要メンバーで登録しているが、実際活動しているのは4、5人というのが精一杯。それもパートの合間を縫って活動しているような状況の団体が多い。そういう人達でも、何か社会や地域、自分達の子どもの為に活動して行きたいという人達がいる。ボランティアセンターに登録する程毎日ボランティアに捧げているわけではない。そういう人達が結構サポートセンターに登録していると思う。その人達が新規事業でこういう活動をしたいが、その為には原資も必要だと。そういうことをやる時に、講師の人達の謝礼を払いながら、自分達の参加費とかで運営して行きながらやっていくときに10万円のスタートコースというのはすごく使いやすいと思った。ただ勉強して終わりになったら困るので、その成果をどこかスタートコースの中の、1つに必ず事業の中に入れるという形にしたらどうか。例えば読み聞かせの会の人もサポートセンターに登録していると思う。その人達がもっといい読み聞かせをする為には、発声の練習をもっとした方がいいのではないかとか、本の選び方の勉強会をするときに、いつも自己資金で勉強していく。かといって事業をする時に、子どもに読み聞かせして料金を徴収している訳では無いから、全部持ち出しになっている。そういう時にこういうスタートコースというのがあれば、使いやすいと思う。

委員：そうすると、上限10万円というのがいるのかという話になると思うがその辺はどうなのか。

委員：失敗するかもしれない。スタートコースで勉強して、例えば1回は読み聞かせ会を開きましたよという人達が出てくるかもしれない。ずっと継続的にそういう会を開いて

貰わないとただサークルにお勉強の為に金をあげることになるので、金額が少ない方がいいと私は思った。

委員：仮に10万で勉強会をして、残ったお金を事業費に使うということにもなるとすると本当に限られてしまうというのはあるので、上限は幾らかというのは難しい判断かもしれないので、敢えて上限を設けない方が良いと思う。

委員：5分の4補助というのは。

委員長：補助率は別に分けて考えても良いと思う。

委員：私は上限を設けなくても良いと考えている。

委員長：上限を設けないということはスタートアップと通常とは同じで、一本化でいいと。

委員：一本化では無い。スタートコースはあったほうが良い。ただ、その中で金額は別に設けなくても良い。募集時期を変えれば。

委員長：募集時期を変えることで差異化を図ると。

委員：はい。

委員：現実には、新聞の折り込みに市の広報が入ってきて、回覧でサポートセンター便りが回ってきて、何か月に一遍社協さくらが来る。一番何を皆が見るかと言ったら市の広報。市の広報は自分に身近なことだから見落とさないように皆よく見る。しかし回覧で回ってくるサポートセンターだよりを本当に家族みんなが見ているかといったらそれは疑問。社協さくらもどの程度皆さんに見て頂いているかといったらそれも疑問。そういう意味で、市民が自分達の力で市と組んでやっていこうという事業があることを知らせる意味で、この市民協働に誰でも係われる形で、よく見たら自分達でやっていることも1つの事業として、市に後押ししてもらえないかというような、金額はささやかでもいいので、こういうスタートコースを少し絡めやすいものを、市民協働事業の中に入れておくことは、これからの市民協働事業を発展させていく上でとても意味あることだと思う。是非スタートコースは内容を検討する必要はあると思う。実際にはグループ育成になってしまうかもしれないが、育成になってまずいことはないと思う。費用がきちんと表に出てきていけば、いいのではないかという気がする。

事務局：事務局の中でも議論を尽くしていない状態。社会福祉協議会、福祉という切り口であると、文化というところではやりにくい。これから先社会福祉協議会との役割分担

というようなものも出てくるかと。裾野を広く、ボランティアって何という方々は福祉協議会ですくって頂いて。登録団体しか対象に出来ないということがあるので、上限は2分の1がいいのか3分の2がいいのか4分の3がいいのかという、従前コースの中で、50万円の話の中で行けば、やり方によっては10万円以下だったら5分の4差し上げる、30万以下は2分の1というというような切り口もある気がする。となると先程の意見のようにコースは1つでもその中で分けるということも可能。ただ組織の課の名前を変えたりするとインパクトが強いと同様に、スタートコースというと登録団体にならなければ使えないのかということも考えなくてはいけないと思う。そういった側面からスタートコース設けると1年目スタートコースで従前3回だから4回になってしまうということもあるので、その辺も含めて議論いただければ有難い。スタートコースを使った場合は、同一事業を1回目としてみるということで。

委員：申請一覧を見ると、50万円限度でも金額がまちまちで、10万円以下5分の4で8万円といのものもある。それを実際事業の内容で審査しているわけだから、インパクトというかその気になるような広報を行うとして、次のステップで大きなものがあるのはやはり登録団体。この辺の要件をクリアしなければいけない。そして登録団体でなおかつ事業の内容というか、これが公益活動として、協働事業としてふさわしいかどうかをこの委員会に持ってくる。この見直し案の中でも触れられたように、このあたりもこんなに煩雑なのかという印象がやはり出ると思う。その辺を根本的にクリアするものは何かというのをもう一回考えなければいけない。私の考えというのは、とにかく登録団体は、それなりにすぐに一対一で契約関係が取れるところまで成熟していて、その事業申請がこの委員会と事務局に入って来るが、会議が開かれるのが年何回とか、審査も2回で、現在ほとんど審議できるような機構ではない状態。ここにさらにボランティア養成講座的なものをやりながら団体を育てていくことを課のほうに振って、今の職員配置で大丈夫なのかという心配がある。この機構そのものを考えなければいけないし、社会福祉協議会等の歴史というものを踏まえた見方を取り入れていかないと、現実と違ってきて煩雑さをやたら事務局に振る結果で終わってしまったらどうなのかということ懸念している。考え方は全然反対のものでは無い。

事務局：ご心配いただいた通りで、そこの所を前年度からの受付や、一昨年度の追加募集で心配したのは、事業期間が短くなっていくという点もあるので、そこをどうするかという点も含めて、サポートセンターの機能の中で常日頃からこういう制度がある、書類はこうだということを、サポートセンターの支援員達に教えて頂いて、そこでボランティアセンターの方とも連絡を取り合う形を、システムとして連携を取りあう形を模索するのが我々の役目だと思う。個別具体的な団体の相談については、従前通り十分サポートセンターでやって頂きたい。申請書の段階は、登録が終わって事業の段階である。その事業がいいかどうか、登録団体になれるかどうかというのは本来であれば、クリアされていなければならない段階。クリアされた団体が新たにこういうことをしたいが、最

初から2分の1と言わると苦しい時の為に、事業のスタートコースと作るということで、団体のスタートコースでは無いということを理解頂けたら有難い。ボランティアセンターの団体からサポートセンターの団体になってというコースが引けるのが理想。それが役割分担と考えている。

委員長：先程確認したように、協働事業はあくまで事業であるというのを踏まえた上で、その事業が初歩的なものなのか、発展的なものなのか、そういう区分けが必要なのかどうか。今の所そういう初歩的な、スタートアップ的なものへの事業支援ということであれば、1つの入り口として設けてもいいのではないかという声が比較的多いと思う。団体の育成等については、社会福祉協議会等との役割分担というのを踏まえた上で、事業支援ということで在り方をどのように考えるのかということで焦点を絞りたいと思う。あくまでも事業支援ということで、この2コースを設けていく。あるいは今事務局が提案しているのは、現行コースは上限50万となっている。この補助率を今のところ2分の1だがこれをどうするのかという点。もう1つはこれに加えてスタートコースというものを設けて上限は10万円にするけれども補助率を5分の4に引き上げていく。これで両コースの差異化が図られる。先程の意見のように上限10万に設定する必要があるのかどうかということはあるが、補助率を上げることでその意味合いをカバーしていると。事業支援ということを踏まえたうえで、この事務局の2コース案というものについて、この提案でいいのか、やはり現行のコースのみで行った方がいいのか、詰めさせて頂きたいと思う。

委員：事業団体を増やすという観点とスタートコース1回だけでどれだけ増えるかと考えるとあまり効果が無いのではないかと思う。上限は10万円とか、15万円ということで、それで申請してメリットのある団体は出来るだけいろんな手間をかけないで許可が下りるといようなコースのほうが団体を増やすという意味では、増えるのではという気はする。スタートというのではなくて3年の別コースを設ける。年限で分けた方が1年だというよりは、その団体がずっと続く団体だろうと思う。

委員長：コースは分けなくて、手続きをむしろ緩和させたほうがいいと。

委員：緩和させて2コースにする。

委員長：2コースは2コースで、両方とも手続きはもう少し簡素なものにしていくと。

委員：手続きの簡素化の関係で、社会福祉施設整備では以前建物を造る時は全部補助金というシステムで、例えば施設を造ると、建築費の他に各種経費について逐一報告しなければならなかった。ところが最近では交付金制度という形に変わって、補助率は低くしたけれども一括幾ら、この事業を一千万の交付金を貰うのであれば、総額で二千万を超え

ていれば内容は自由に使ってよいと、とてもやりやすくなって来ている。当然、中の計画はしっかりしたものにしなければいけないが、細かい所を見ない。補助金の内訳を事細かに数える時代はもう終わった。今回のこの審査のシステムも、本当に育てて気楽にやりたいのであれば、例えば50万円以下の場合、公的事業としての実態を出してきているのであれば、相手方を信じて交付金を2分の1に決めてしまう。あるいは50万程度であれば4分の3までにすることで簡素化の発想に繋がると思う。

委員長：主要用途は問わずに。

委員：いや、用途は問う。問うけれども、これを全部チェックしない。この計画書でやってくればそれでいいというか、もちろん建物を造るのであれば、介護保険事業で言うとか小規模多機能施設とか。建築費が幾ら等は当然細かく出す。これは建築という内容で出したもので、入札その他の仕組みをクリアしてやるということであれば、予算で言う補正予算とか流用に当たるものの調整は我々のほうに任せるとするか、そのぐらいで。

委員長：そうすると現行との違いはどのように。

委員：例えば補助金で先程言ったように冷暖房設備の中身のカロリー計算まで問わない。暖房工事をするが、これが幾らだと業者見積もり出して、それでOKになる。

委員長：例えばこの協働事業の今年度の一覧があるが、これを例にあげるとどういったことか。

委員：例えば燃料費だとかそういうようなものというのは、この一覧であれば全体に例えば刈り払い機と燃料はいるだろうなという。それが自分達で計算して出してあれば、これ正しいんですか、間違っているんですかというような監査みたいなことはしない。

委員長：今もそこまではやっていないはずだが。

委員：これを作っていく側は面倒だと思う。これを出さなきゃいけないという。このあたりをどうするかというのはある。

委員：この市民協働事業の申請書については、そんなに大変では無いと思う。むしろこれが無いと、「私達はこんなにいいことやるんだから絶対に貰えるはず」ということで申請があって、以外と「すいません私達のような勉強不足な」というのは少ない。おばさんというのはなんでも貰えるものは貰っちゃおう的な発想なので、やはり目的や効果、こんな事業をやる、それから年間的にはこういうスケジュールで行く、誰が何をやるといったことを書いていくのはすごく自分達の勉強になる。事業を行うためにはこういうこ

とが必要だということも初めてそこで分かることもあるので、これは外してはいけないと思う。現行の助成金の中で、例えば多少何かが変わって、手袋が10組申請していたものが20組になったというのはそれが駄目とは言わないので、事業目的にあって、事業に必要なもので申請金額の中で移動するのは別に構わないとなっていると思うので、この申請書については、私はこのままでいいと思う。

委員：結局作るときの精神的負担感の問題。我々が補助金時代は一步も間違えてはいけないという所で申請書を作る、その通りのものをチェックするというのがあった。今この50万程度のものというのは、気にするものではない。私の知っている社会福協議会の助成金も、活動日数×メンバーの数で、それで15万程を貰っていた時代には内容を全然問わなかった。交通費でも構わない。補助金の配分の仕組みはそのくらい簡単だった。福祉委員の活動費等も活動何回やったという単位では無く、年幾らか。現在佐倉市の社会福祉協議会ではそのような補助金は無いが。その当時はとても気楽で、福祉委員になっても、委員会に出席したか否かは関係なく1年間ご苦労様ということもあった。そういう気楽さを取り入れるべきではないか。

委員：感覚の差だと思うが、50万ぐらいはいいという意見だが、私からすれば50万もそんなに気楽に貰ってしまって納税者は黙っていないと感じる。この制度自体は無くてもやっていけるが、補助金があればその事業が市民に一層役立つ事業であって、市単独よりも、市民単独よりも協働によって発展するという事で、意味あるお金として出している。その意味で50万はとても大きいので、50万の中身を見ずに交付するという事にはとても違和感がある。

事務局：2分の1補助のままでは自分達の自己資金を2分の1投じるということで、ハードルの高いものになっている。集会所の補助金では地域の方が積み立てをして2分の1負担で書類の作り方も細かく指示している。先程の意見にあった書類を省くというのは本当の自立した公益法人の話で、社会福祉法人が信頼関係を崩さないという前提の中の話。事業が協働事業として成り立つかどうか、予算額と計画の審査まで取ってしまうのは財務規則上出来ない。事業完了後に交付するのならば話は変わってくるが、事業着手の時点で交付するのなら厳しい。

委員長：先程から出ている心理的圧迫の問題もあるが、初めの段階で全部簡略化させてしまうのは危険な所がある。

委員：一番言いたいのは、限度額50万円でいつまで行くのかということ。3,000万でも5,000万でも市と直接契約をして、協働事業を行う団体等がこれを受けて例えば印旛沼環境を良くする、その為には某団体には十数億かかる等、そういう審査をするべきだという意識がある。50万円のままでやっていくことでは無いというのを認識しなければい

けない。NPO 法人系が汗を流してやっていくという所と、市がどこまでお金出せるかという所は常に変化しなければならない。金額は当然個人としてみれば千円でも大切なお金だが、事業として見た時の50万円というのは夢サポート事業の範囲を超えていない。以前は担当課だけで夢サポート事業を行っていたものを、これだけの委員会を作って開催し続けて行きながら、50万のものを10万にするかどうかという議論で時間を浪費してはならないというのが根本にある。誤解させたら申し訳ないが、個人としての50万円ではなく、事業としての50万円を見た時、事業をやっていくNPOの団体は法人格を取らないと契約当事者になれない。この点をわきまえた上で、夢のあるような公的な活動に繋げていく為の基本発想をどこに置くべきかが重要。限度額50万円であれば、結果10万の場合2分の1は自分で出す。この辺は当たり前として消化せねばならない。団体にもそのくらいの自覚は必要。でないとし市と対等関係で市全体を考えていくような事業にはならないのではないかと。ボランティア的なものであれば社会福祉協議会の領域で十分であって、何の為のこの委員会なのかということを一考えなければいけないというのが根底にある。

委員長：理想的な方向はまさにその通りでそれが最も望ましいこと。元々協働という考え方は市民が提案する所から始まり、既存の事業を組み替えていく所まで発展して行くことが想定されている。市民の提案が大きな夢のあるものに繋がっていく発展性が想定されている。ただ、そこに持って行く為には、市民活動が活発になってきているという雰囲気は少なくとも市内で、あるいは議会も含めてそのような状況になっているという共通理解が得られていなければ発展性は開かれないと思う。私の理解では現状はまずこのようなことから始めて、応募団体を増やしていく。そして活動が活発だと各方面に周知される雰囲気作りの段階だと思っている。今のところは小規模に留まって非常に歯がゆい部分もあり、細かな部分で浪費しているように見えるかも知れない。しかし将来の方向性をにらんだ上で、裾野づくりを行っている。だからこそ多くの団体に参加してもらえよう制度運用を考えなければならないと思っている。裾野を広げるためにこの制度が極力多くの団体に活用されるように、活用しやすいものに出来るかどうか1つの焦点。

委員：方向性はこうではないかというのをこの委員会で話さなければならないと思った。その上でここは事業をしっかりと見ていく場所。細かいところは事務局が負うべきであり、部会を作るのかというのも以前提案した。この委員会が狙うのがそうだとした上で、NPOのサポートセンター、市民公益活動サポートセンターというものを立ち上げて、同時に進めるということで総論部分はこちらで行い、各論部分はあちらで行うということになった。団体をどう育成するか、広報面も含めて、団体の視点を意識した委員会にして貰いたい。社会福祉協議会とも話をしていきたい。社会福祉協議会では環境系の事業に関しては負えない問題がある。最広義の福祉という定義をしてしまえば、社会福祉協議会でも扱えると私は考えている。団体が社会福祉協議会と繋がっていること、アピールし

ているというのをこの委員会でも確認していきたい。その上でのプロセスだとすれば50万でも私は構わない。ただ、それは1つの課だけでも出来ていたことだということだけは忘れないで頂きたいと思う。

委員長：今後は今日の意見を踏まえながら、総合的にどのように支援していくのかというところを考えていきたい。その辺は事務局で検討頂きたい。この点を踏まえた上で、支援については2コースで行ったらどうかという声が多いように思うが、事務局提案の上限10万円、上限50万円という区分けで事業支援を行う案、補助率は置いておくとしてコースを2つに分けて支援していくことについてはいかがか。

委員：事務局に質問だが、スタートコースの対象はあくまでも登録団体なのか。条件を低くすれば、私達も活用したいという意見は多いのか。

事務局：ハードルが高いという意見がある。2分の1を用意しなければいけないことが結果として限度額50万円の額を使わない団体が多いことに繋がっていると分析している。活用しやすいように限度額を下げ、その場合には補助率を2分の1より上げて良いという委員会の合意が取れば、その方向で財政等と話し合っていきたい。その第1段階であれば、総額の予算は変更しなくてもいいかと。尚更に申請のあり方あるいは申請書作成が億劫だという方々については、サポートセンターの支援員で書類作成の支援をシステム化して欲しい。ボランティアセンターで受けて、団体の事業の内容によってサポートセンターへ渡す等の役割分担のきっかけにしたいと思っている。

委員長：1つの問題として、補助率が2分の1では自分達では出来ないという声があるのであれば、今回スタートアップコースを作り、財政課との交渉が必要だということだが、5分の4補助ではどうか。5分の4にすることは応募する側からすると魅力になるので、1つの考え方とは思う。申請書類はある程度書くべきだと思う。書類作成が自主的にあるいは技術的に困難ということであれば、ある程度支援する場をサポートしていければいい。このような書類作成のサポートという部分と、この事業自体の説明もある。サポートセンターがサポートすることで先程の問題は十分クリアできると思う。それを踏まえた上で、2つのコースに分けていくということではいかがか。

委員：補助率の問題は後ということであれば、協議したいのは何故5分の4にしなければならないのかということ。団体を育成するとなると趣旨が違ってくるので、やはり5分の4もあくまで初心者であって、事業を進めていく上でのきっかけだという視点だけはしっかりさせておいたほうがいい。補助率は一定のほうがいいと思うので、2分の1ではなくて、本当に育てるのだとしたら4分の3で。

委員長：補助率については根拠がないと思う。どの自治体を見てもまちまち。主観的要素

が入ってしまい、主旨として事業支援をして行きたいという考え方で制度設計をすると補助率が高くなるという傾向がある。5分の4がいいのか4分の3がいいのかについて、客観的に用いる根拠というのが必ずしもある訳ではない。このような趣旨で行くということで押していくしかない。現行コースが今のところ2分の1でこのままにするのか、変更するのか。意見を頂きたい。2分の1では厳しいという声が多いので、現行コースについては3分の2がいいのか4分の3がいいのか。4分の3の方が応募する側にとっては望ましいとは思いますが、現行コースはもう4分の3で行き、スタートアップについては5分の4で行くのか。あるいは両方とも4分の3で行くのか。スタートアップはより支援が必要だということで5分の4にしておいて、スタートアップ5分の4、現行コース4分の3というように考えるのも一案かと思うが、その点についてはいかがか。

委員：それを考えるのと併せて、運営補助についての考えに入っていくべきと思っているが、率はあくまでも素案の部分なので明瞭にしたほうが良い。率を出すにはどのような根拠でやるのかというのが明確でないといけない。

事務局：2分の1を超えるということは、現行コースの場合では財政との協議も必要になってくる。5分の4、あるいは2分の1を超えた現行コースがあってもいいのでは、という委員会の意見として承っておく。そして財政と調整させて頂く。先程の話の通り補助率の基準は他市の例を見るくらいしかない。先程話にあった運営費補助については無理だと思う。あくまでも事業費補助ということなので、事業費補助の中で2分の1を超えてもいいかどうか問題。事業のスタートコースについては、5分の4出して欲しい、ただし上限10万円で行くという方向で財政と協議したい。

委員長：先程の趣旨からしても運営費補助は認められないので事業費補助を前提にして、補助率については財政等々との調整もあると思うので、なるべく引き上げる方向で調整を頂くということで、確認しておく。コースは2コースを設けていくことで今日この委員会で了解したということで確認をさせて頂きたい。上限も50万、10万ということでよしいか。また募集時期は前年度からのほうが使いやすいという意見、現行コースについては前年度で良いが、スタートアップについては年度内という意見もあったが、この募集時期について少しご意見頂ければ。

委員：相談会の関連で思ったことを。年度末に当年度の事業の報告を行うが、その際に、新規事業の申請希望者の為の相談会を一緒にやれば、具体的に今年こういう事業をやっていたと知ることが出来て、自分達も出来るなというような感じで、報告会の参加者が増える可能性がある。現在行っているか。

事務局：チラシだけ配っている。

委員：できれば相談会もあって、実際に事務局と具体的な事業や書類作成の相談を行うと良いと思った。この1月から3月でも良いのかもしれないが、もう少し前でも良いと思う。3月となると4月から新年度になる。3月が×切りだとすると、決裁が下りるのは4月になってしまう。採択決定を1月から3月中に、ということは申請はもっと前か。

事務局：例えば募集を1月から2月にして、採択に諮るのが3月のうちにとこのような意味で書かせて頂いた。先程の相談会を報告会と同時にという部分については、こちらとしても理想だと思っている。ただ、時間的な問題があり、現状ではどういう形でやるかは明確に出来ない。例えばもっと前に、市民協働についての説明で、事例発表的に現在活動している団体に発表して頂き、書類作成の相談会を組み合わせるような時間を別途設けたほうが、時間のスケジュール的には良いのではないかとも思っている。先程の補助率の関係で、財政との協議と併せて、予算的な確約が議会の議決が無いと出来ないという部分があるので、募集時期については保留したい。

委員：サポートセンターを市民協働と連携して活用するのであれば、サポートセンターの中に、常にその期間中は相談窓口があれば、活動する人は結構忙しい家庭が多いと思うので、自分の都合のいい時に相談に行けるとというのが一番理想だと思う。そういうものがあればうれしい。

事務局：市民提案型についても協議が必要になるが、行政提案型と同様、候補はある程度見込みを立てるが、候補者には予算が承認されてから正式決定になるということは条件付けをした上で、時期について検討させて頂くということに。予算書には何を幾らと書いてあるが、3月の初めには出来ているという話になるが、それで大丈夫と言ってしまうと議会軽視になってしまう。だからあくまでも条件付きで候補を選ぶということが可能かどうかということで協議してみる。

委員長：大体条件付きでという所もある。

委員：前年度に申請するのは無理だと思う。社会福祉系の場合、年度末に決定したと言っても実施するのは全部4月。無理せずに、補助率4分の3にしてくれるのであれば、4分の1分は自己負担で4月、5月、6月は自分達で事業をやりなさいという意味もあると私は思った。無理してこういう前年度申請にしても結局議会で否決されたら気の毒。であれば今まで通りでここに拘らなくていいと思う。

委員長：柏の例をもう一度説明してほしい。

事務局：柏は当該年度。松戸市、浦安市、横須賀市が前年度。例えば横須賀市であれば1月19日から2月20日に申請と審査、3月下旬に決定して、4月に補助金の申請書を新た

に提出してもらおうという形で、事業提案書というような形で書類を精査しているのかなというように思う。

委員：出来るかどうかここではわからないので、とりあえず事業のやりやすさと申請者の使いやすさでいえば、年度当初にお金があったほうがいいわけだから、もし可能ならば、やって頂きたいと思う。そのやり方は事務局の手法でどうにかなるか期待している。

委員長：確かにやり方次第のところもあるかと思うが、利便性の点もあり、先程の相談会も絡めると、どれだけ充実できるかどうか。公募期間が非常に短いとそれがいつの時期であったとしてもなかなか公募数というものは期待できない。その期間というものをもう少し広げてほしいとは思っている。その期間の間に例えばサポートセンターと連携も模索出来るし、申請採択後がいいのかどうかは色々な考え方があると思うが、担当課と当該団体とのやり取りの機会というものには私はあったほうがいいと思う。それを募集の段階か後なのか、私は募集の段階で多少そういう機会があってもいいのかなと思うが、それが無いと本当の意味での協働はなかなか進んで行かない。我々委員会としてアドバイスをしても、連携を十分に創り出していくことが難しい部分が多い。担当課と連携してここはこうしたほうが良いのではないかと、あるいは担当課が別のことに取り組んでいるのであれば、それとの連携というのが可能なかどうか。それを確認する場というものを盛り込むとまた変わってくると思う。それを含めてその期間をどのくらいにしていくのか、その時期をいつにしていくのかということも考えても良いとは思っている。今日ある程度決めておいたほうが良い。市民提案型については募集時期について色々な内容が絡むので、とりあえず今日の所はこれくらいにしておくとして、それ以外確認したいことについては、今後その方向で事務局にも詰めて頂いて調整を図ってもらおうということにさせて頂きたい。

委員：対象経費について、スタートコース等の場合、事業を支える団体のメンバー募集や団体の宣伝的経費についても対象とするというのは、これは団体支援以外の何物でも無いので、違うのではないかと。従来通りのもので良いと思う。

委員：委員長が言った担当課との調整というのは欠くべからざることで、その中で調整している間に、本当に市がこの事業を必要とするならば、逆にそれは行政提案型として、行政が持ち上げて扱うということも場合によってできるのではないかと。

委員長：その点ある程度可能かと思うが、どうか。

事務局：今後の進み方次第という所もあるが、事前の打ち合わせは大事だと思っている。それをやる中で、当年ここでやって、それから引き継いでいくというのが本来の趣旨だと思っているので、成果を見極めていくようなことがあって良い。それは早めにやるこ

とで、尚更に効果ということになると思う。早めに始められるとすればその所も含めて制度設計しておきたいと思う。

委員長：市民が自立していくというのもそうだが、協働というのは行政も変わらなければならない。

委員：その通り。となると、今まで通りでいいと言いながら本当にこれを協働事業でやっていくな次年度予算は確か 8 月から協議が始まっているはず。そのぐらいの所で予算を取っていく為の中身を検討してこれだけの期間が必要という手順で行けばいい。今のこの事業は夢サポート事業と同じだから、担当課から予算を出しておいてこの範囲内で出来る所でやろうというようになっている。最終的には夏から行政提案型でも募集をかけて一緒にやりませんかというようにいかないと、協働事業の行くべき方向にはいかない。課のレベルでは苦しいかもしれないが。

委員：今年度 3 年目で最後になる団体はたくさんある。その団体から、今年の夏から次年度に向けて行政提案型の検討に入って頂くような働きかけはあるのか。

事務局：既に担当課に我々の方からこの事業は今年で切れるというのは文書で出している。そういう意味では担当課がどう考えているか問われてこようかと思う。

委員長：公募の段階とそれから事業が 3 年で終わった後と両方必要。今内部で文書で打診されているということだが、私は当該団体と担当課が会わないと駄目だと思う。そこからどういう可能性が出てくるのかを模索しうるのでよいと思う。今回議論したことも含めて、次年度以降の在り方を改めて事務局にまとめてもらおうと思うので、とりあえずこの協働事業については以上にさせて頂きたい。休憩を少しだけ入れて頂いて、残りは表彰制度で。

休憩

(2) 自治会・町内会等の表彰制度について

委員長：市民提案型については今回出た意見も踏まえて改めてまとめて貰う。議事の 2 つめ、自治会町内会等の表彰制度。これも前回議論頂いている所なので、今回改めて事務局の方から確認事項と方針の案をまとめて頂いた。主な点だけ最終確認したい。それでは説明を。

事務局より資料に基づき説明

委員長：自治人権推進課表彰と秘書課表彰の2つの表彰の区分がある。秘書課の方については佐倉市の表彰規定に基づいて自治会・町内会長が10年以上。それから自治会、特に年限規定は無く、これが表彰の対象になっている。今回これに加えて自治人権推進課対応ということで、自治会長・町会長、3年以上5年以上という区分を新たに設けた。それから自治会長・町内会長以外の役員の方、副会長や事務局長で尽力された方も表彰すべきではないか。場合によっては世帯数の多い班長に対しても表彰対象を広げていいのではないか。そういう案が盛り込まれている。前回の議論、その後の意見を反映させたものになっていると思う。ポイントは自治人権推進課表彰については、年数が3年以上及び5年以上になっている。それから他の役員や人数の多い班長については5年以上ということになっている。この年限の問題、それから推薦者がこの提案の中では各地区連合協議会の推薦ということになっているが、推薦母体がこれでいいのかどうか。推薦の在り方はこの通りでいいのかどうか。以上についてご意見を頂きたい。

委員：表彰をいつ行うのかという部分で、辞められた時に表彰するのか、経過した段階で表彰するのか。

事務局：いずれにしても年数を満たしたということになるので、3年以上であれば、今年度が終わった段階で3年を満たしている人達を対象に翌年度の表彰を考えている。その段階では当然辞められた方もいるだろうし、継続して4年目に入る方もいると思う。4年目の方にはとりあえず3年という形で表彰、さらにその後2年務められた場合には5年以上の方に贈られる表彰を自治人権推進課の指導要領の方に基づいて表彰するという形で考えている。

委員：3年と5年で2回表彰ということか。

事務局：今回の場合、継続と合算、途中で途切れた場合というものもあるので、それを含めた意味で3年、5年という話をした。市の方の表彰規定10年以上の段階で、改めて表彰状という形での規定を設けている。長くやられた場合には3年、5年、10年の3回表彰を受けるという形になると思う。

委員長：感謝状と表彰状の違いは何か。

事務局：感謝状の方についてはお礼程度の軽い意味合いのもの。3年の場合には賞状だけ、5年の場合にはプラスアルファ部分を加え、記念品の方を添えさせて頂く。10年以上の方については佐倉市の表彰規定に基づいた記念品なり賞状といった形での授与になる。

委員：推薦制度にしたというのはどういう理由からか。

事務局：年数が来た者全員に授与するのはどうかという意見の一方でなるべく広く大勢の人に表彰すべきという意見もあった。その中で連合協議会という組織を間に挟むことによってその部分の所の取捨選択を図ってもらう。連合の組織によっては条件を満たした者全員を表彰に推薦する所もあるかもしれないが、多くの連合協議会の場合はただ名目上、名前だけの会長の推薦は差し控えるだろうと考えている。

委員長：実情を考えて、実質的な判断が連合協議会に出来るという判断か。

事務局：規模の大きい自治会に対しては組長や事務局長も表彰すべきとの意見があった。自治会長の就任記録は我々で持っているが、組長・班長クラスは持っていないので連合会に間に入ってもらうという意図もあった。今回ご議論いただきたいのは我々で任期の把握している自治会長だけを対象に絞るか、大規模自治会の役員なども含めるかという点。

委員：連合協議会の会長さん方もそれだけのことを把握されているか疑問。主観で評価される恐れもある。

事務局：評価は難しい所。年数だけを判断材料にするのも問題がある。

委員：やり手が無い所も多い。町内会長を10年もやっている方でも、回覧を回すなど、何もしていないということは無い。それをどこまで連合協議会に見ていただくことが出来るかわからない。

委員：表彰の目的が自治功労を称える為になっている以上、皆が納得できる協議会なりを通したほうがいい。協議会の中でこの方が表彰の対象になりましたがいかがでしょうかと出した時に、却下することはあまり考えられない。

事務局：平成18年度から当時の行政連絡員、連絡長制度を廃止して、一切表彰が無くなったということが制度を作るきっかけの1つ。その次に1年交代の所が多い中で、複数年やって頂ければ、感謝の意を評するという趣旨。連合協議会も各自治会の所属していること以外は疎いと思うので、基礎データは私共から出すしかない。自治功労であれば、通した方がいいという線を選択するかあるいは役員クラスや特にこの人を表彰して欲しいという幅を残して置くかという問題になってくる。

委員：連絡長制度があった時は年数だけでやっていたのか。

事務局：5年という年数でやっていた。しかし今回も5年にすると範囲が絞られて感謝の意

が伝わらないだろうと。とはいえ1年は広すぎるということで3年になった。

委員：回覧を配るという点だけでも自治会ごとに回覧の頻度や配る書類の種類などの方針が大きく違う。推薦をやるということになるとその目線が行き届くのか、と思う。

委員：中志津のような大きな自治会の中では自治会長と同じような仕事、立場の人もいるだろうし、それを自治会単独の推薦にすると処理が大変になる。一応どのくらい機能するかわからないがテストとして連合会を通してそこから推薦という格好にする。どのくらい上がってくるかわからないがその案もいいと思う。

事務局：最初の23年度の段階においては、10年までさかのぼるということで、3年から4年の会長が52名いる。5年以上の方が39名で、合わせると90名以上になる。最初の段階では、こちらで把握している会長さんの年数の方がこれだけいるというデータを渡さないと連合協議会は把握できないと思われる。その人達以外に該当者がいれば連合の中で確認してご推薦頂きたいという、そういうプロセスは踏もうと考えている。

委員：先程中志津自治会の話が出たが、自治会長がいて各区7名の区長がいる。事業は各区長さんが主体になってやっているの、中志津自治会1つではなくて7つの自治会があるんだという捉え方をして頂きたい地区もあると思う。

事務局：中志津の中に7つの自治会があるとなれば、認可地縁団体とはなれない。連合組織は認可地縁団体にはならないという法律があるので、その他の役員として捉えるしかないということをご理解頂きたい。市の契約相手は中志津自治会長ということでないと、自治法がクリアできない。連合組織でも良いとなれば、特例措置は取らなくてもよくなるが、白銀自治会も同じことが言える。市で分かっている自治会長はこちらで推薦し、その他の役員についてだけ、連合協議会に聞くという意見でよろしいか。後は10年遡るということによりかという点を。

委員：推薦というのはとても難しい。施設から例えば社会福祉協議会に推薦を出す場合はボランティアの年数や回数を基に確実に出すことが出来る。知らない人が推薦するとなるとやはり年数しかない。これはもう仕様が無い。広く回覧だけでも、あるいは自治会長という立場だけでも、ということが今回の趣旨だったと思うのでそれは承認するしかない。もし、もう1つ何かやるとしたら、ということなるが、例えば施設入所希望者がいて、これに優先順位をつける時、入所検討委員会を開く必要がある。国はそれにあたっては数字で何点とか出さないといけない仕組みに作っている。年数というのは当然クリアするとして、後は例えばお祭りをやったことが何点とか、こういうものを仮に付けておいて、その方を推薦して下さい。そうすると点数で出ているのでやむを得ないとか、当然だということになるかと。介護保険もやはりコンピューターで判定する前に点

数を付ける。点数を付けておいて該当した人を委員会、今回は表彰委員会で検討していくことで何らかの数字を求める方法もあるかと思った。もう一つ、3年と5年で2回感謝状を出すのはどうかと思う。3年やって次2年後にもう一度同じ感謝状を貰うと。記念品が付くにしても貰う紙としてみれば同じ内容なので、これは1回で、3年なら3年でいいのではないか。あともう一つは、今この委員会が対象としているのは、地域まちづくり協議会という地域自治を対象としている人達ともう一方の公益活動団体の人達を視野に入れないと片手落ちになる。自治人権推進課が対象とする人達であれば、その辺も視野に入れたものを次のステップとしてどうかと思う。以上3点。

事務局：NPO ボランティア活動については、社会福祉協議会等々が制度を持っているということ、我々の課が判断できない。それぞれの活動がどうかという判断が出来ないし、他の所管においては表彰制度・感謝状制度がある。現在、表彰制度・感謝状制度の無い、自治会・町内会においても頑張ってくれた会長さん方がいるという部分をどう救おうかという第一歩として検討させて頂いたということをご理解いただければ有難い。

委員長：3年5年で、秘書課対応だと10年以上ということになっている。より多くの人への感謝ということであれば、3年に統一してしまうのも一つの考え方。5年だと少し限られてしまうということもあるだろうから年数的には3年が妥当かなという風には思うが。確かに3年の後また5年目っていうダブリもややあるのかなという所もあるので、3年ですべて統一してしまうということではいかがか。

委員：3年終わって4年5年と継続されたら退任の時等。3年にしてしまったほうが良いのではないか。

事務局：最大の議論は3年か2年かという所だと思う。1年交代の所もあるので、2年が良いのか3年が良いのかという。3年で感謝状、10年で表彰状で良く、1,2年では早すぎるという結論でよろしいか。あとは市で掴んでいるのであれば、年数で入れないで、それは市の方で感謝状贈呈者は決定する。ただ地域の事情によってどうしてもこの人はこれだけということがあれば、連合協議会を通じて推薦して欲しいという形ではよろしいか。

委員長：原則今の3年10年という年数で行くということで。あと推薦は連合協議会を絡めないで市のみで、というのは良くない。連合協議会が囁むというのは要するに市民が自分達で選ぶという契機が入る訳だから、それは残しておきたい。形式的な部分もあるかもしれないが連合協議会をベースにしながら推薦をする。ただ、基礎情報については市から把握している部分を渡して運用してもらおうということではいいと思う。

事務局：先程の話は、3年で貰っても自治会長、連合協議会で駄目とは言えないだろうという意見があったので、それならば自動で連絡長当時と一緒に市で出してしまうと、その

他の役員の中でこの人は表彰したいという人がいれば、その町内会からだけの推薦だとまた困るので、連合会で話し合って、例えばその中でもこの人は長くやっているという自治会長なので表彰すべきだという意見が連合会から回ってくると思っていたが、いかがが。

委員：自治会長については、表彰するという通告だけする形か。連合協議会には言わないのか。そこは言ってもいいと思う。

事務局：連合協議会の方にこの人が該当者だと通告して、この他の役員にいれば推薦するという形で了解した。

委員長：そうでないと形式的な部分で漏れてしまう可能性も出てくるので、基礎情報は出して頂いた上で、連合会でプラスアルファを含めて推薦して頂くということでその点は良いと思う。

委員：個の推薦でも対象者が身分的な問題で、例えば組織的暴力の団体に入っていると、こういうものの調査というのはするのか。

事務局：今までは行っていない。

委員：それは別に刺青が入っていても問わないと。

事務局：地域の合意で出てきた人なので、そこまでは問わない。

委員：自分の記憶では千葉市で昔そういう問題があった。地元の古くからの暴力団のトップの人が自治会長で表彰を貰うというのでかなりトラブルになった記憶がある。我々社会福祉法人系も、身辺調書を出さなければならない。罰金以上の刑に処せられた者というのは役員にはなれない。こういうのがとても強くて今回 6 月にも改めてもう一回全役員を調査する趣旨の書面が回ってきた。市長名か分からないが今回感謝状か表彰状を出すにあたってその点についてはどうかと思った。

委員長：それはこの表彰制度で決めるべきことなのか、それとも自治会ごとにそういう人をそもそも選出しないということを自治会単位で決めるのかという話。私はどちらかという後者の方だという印象は持っている。その部分については今回のことで決めるのではなくても排除しうる可能性はあると思う。逆にそういう人でもその自治会でいいという風に認められるのであれば、表彰についても差はないと。それは各自自治会の判断ということになると。

委員：その点も含めて、この度こういう人を推薦しますと言った時に、もしも協議会あたりから、何らかの声が上がってきたらそこで検討するということはできないのか。

事務局：早めに回答を貰うということの中で検討して行きたい。名簿付きでお渡しをして、その他で誰か表彰される方がもしあれば、というような聞き方を。

委員長：今の意見は別途考えるべきところかと思う。今回の表彰では絡めなくても良いと思うが。後は先ほど確認した年数の問題、それから推薦の問題等々、一応基本的に確認できたと思う。それ以外に何かあるか。事務局では大体今の確認でよろしいか。それではこの自治会町内会の表彰制度については以上で確認させて頂きたいと思う。後は秘書課等々との打ち合わせもあるかと思うので、その結果についてはまた後日報告して頂ければと思う。それでは最後にその他を事務局から。

4 その他

事務局：3点。まず1点目は次回会議の日程。2番目として皆さんのお手元のNPO 佐倉ラボさんをお願いした「まちづくりしよ」、カラー版の方。3点目として、今感染拡大が疑われておりますインフルエンザについて。この3つを事務局から説明させて頂きたい。まず1点目の第5回の会議、10月12日、また文書の方は発送するが、10月12日月曜日、祝日に第5回会議を予定している。内容としては、21年度行政提案型事業の進捗状況と22年度の行政提案型事業のテーマ調整、こちらを予定している。続いて2番目としてNPO 佐倉ラボさんの「まちづくりしよ」についてご説明をさせて頂く。市民協働情報誌、「まちづくりしよ」ということで、発行になった。当初の予定通り9月10日自治会町内会発送の住民回覧用に4,300部、300部を市の施設関係に配布し、残りの400部を先日9月11日に佐倉ラボさんと一緒に駅周りをさせて頂いて、駅に設置をお願いしてきた。京成佐倉駅だけは断られたが、その他銀行、商工会議所や佐倉ラボさんの発行している情報誌の設置場所に配布をお願いした。今回は市民協働事業の採択事業の紹介がメイン。裏面に協働の取り組みについてと、行政提案型の場所、地域まちづくり協議会の場所という形で、これから4号まで出す予定。今回は佐倉ラボさんの情報誌の取り組み、下の部分は白銀地域まちづくり協議会の事業、その次は弥富と言ったような形で掲載をしていこうかと思っている。今後2号3号について佐倉ラボさんと協議しながら実施するので、何かご意見あれば頂いて、協議の際に入れていきたいと思う。続いてインフルエンザについて。資料としては特にないが、ご承知の通り敬老会がすべて中止になったということと、今年度は臼井南中で予定していた一泊の防災訓練が中止になった。どうしていくかということだが、地域まちづくり協議会事業あるいは市民提案型、行政提案型についてイベント等ある場合について、私共の方で人権の関係、例年2月にヒューマントークということで去年が香坂みゆきさん、一昨年がアグネス・チャンさんと呼んでやったが、実はあれは法務省から県経由で補助金が出ている事業。今年度どうかという

ことで、県に確認をした所やむを得なく突然中止になったとしてもこれまでに使った経費については返還を求めないということで示されたので、財政の考えも確認するが、地域まちづくり協議会事業、市民提案型、行政提案型についても、原則としてやむを得ないというような場合は中止に至るまでに支出した経費、それは見ても良い。その場合は軽易な事業変更と同じように扱ってあげるような形になろうかというように考えている。いずれにしても年度末に近づけば近づくほど、時間が無くなるので、そういったケースが出たら、まず事務局対応をさせて頂いて、出た際には開催される委員会ごとにそれを報告させて頂いて最後にまとめということで対応をさせて頂きたいと考えているが、それについてはよろしいか。市民提案型も含めて、インフルエンザで突然の変更については、若干臨機応変になるが、事後承諾を得るという形で対応させて頂きたい。それからお手元に地域医療シンポジウムのチラシを入れさせて頂いた。10月3日に志津コミュニティセンターで、脳健康と腰痛と関節痛というのを2人の医師の方がやる。最終的に地域医療への取り組みということでパネルディスカッションをということでやる予定になっている。15日号の広報で発表する予定。

委員長：「まちづくりしよ」でこの委員会の宣伝もして頂けるといいと思う。次回の委員会の日程だが、前回ご確認いただいたように10月12日の午後1時半からということで、先程の行政提案型が主になるので、開催したいと思う。議事報告は以上。以上で確認事項は全てだが、委員の皆さんから何かあるか、無いようであれば今日の委員会は以上とさせて頂きたい。

5 閉会

平成21年11月12日

委員長	関谷	昇
副委員長	高岡	良子
議事録署名人	竹内	淳